## 令和3年4月

## 遊佐町農業委員会第1回総会議事録

- 1. 開催日程 令和 3 年 4 月 26 日(月) 午後 6 時 00 分~午後 7 時 00 分
- 2. 場 所 遊佐町役場 1階 議事所
- 3. 会議に付した議案

報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

報告事項3 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項4 農地法第3条の規定による使用貸借権期間延長について

議第 1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋 藤 勝 広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	髙 橋 敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅 原 幸 男
9	鈴木一弥	10	榊 原 一 男	11	髙橋正樹	12	大谷進一
13	石 垣 建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (0名)

番号	氏 名						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

8. 事務局出席者

(3名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

## 10. 会議の概要

10. 会議の概要	
事務局	定刻になりましたので遊佐町農業委員会4月定例会を開催させていただ
	きたいと思います。
	はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。
	(10番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
10 番榊原一男委員	本日の出欠状況について報告いたします。
-	委員全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第
	3項の規定により、本総会は成立しております。
	以上報告を終わります。
	以上取口で於わりより。 
事務局	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いしま
	す。
会長	お晩でございます。6時からの総会ということで、日中仕事がはかどっ
云文	
	たことと思います。今朝、強い風がきまして、寒いなと思ったらあられが
	降ったということで、ハウスを見ましたらおにぎりくらいの雪がある状態
	でした。日中は天気がいいのですが大変寒いです。皆さんも忙しいですけ
	れども、風邪をひかないように気をつけて作業しましょう。
	一週間前も遊佐町から 3 名の方が新型コロナウイルス感染症に感染しま
	したし、テレビでも報道されていますが、庄内地方でも鶴岡市、酒田市で
	感染者が出ております。私の方も、山形市で常設審議委員会があるんです
	けれども、新型コロナウイルス感染症が広がっているということで、書面
	決議の案内が来ておりましたので、なるべく内陸には行かないような形で
	と思っております。気をつけるという場合でありますけれども、三密を避
	けるということで、皆さんも気をつけていただきたいと思います。
	それから今年度から最適化交付金のことで4月から動いておりますけれ
	ども、皆さん用紙に何か記入されましたでしょうか。様々ありますけれど
	も、パトロールとか声掛けとか、何かありましたら記帳の方よろしくお願
	いしたいと思います。
	それでは、今日は渡会事務局長、菅原係長よろしくお願いいたします。
	総会にかかります案件の慎重審議、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。
	それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定によ
	り、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い
	します。
	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名
	人の選任を行います。
	「恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ご
	世別によりまして、職民の私がも指名させていただくことに、こ其職こ ざいませんか。
	〈異議なしの声〉
	では3番荒生あや子委員、4番髙橋敬委員にお願いします。
	なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に
	基づき進行いたします。
	始めに、報告事項について、事務局より説明願います。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(報告事項、朗読説明)
L	

r	
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。
	報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合
	計6件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となって
	おります。
	補足説明資料は、1ページをご覧ください。
	番号1 計9筆、42,372 m <sup>2</sup>
	番号 2 計 13 筆、3,990.30 ㎡
	番号3 計1筆、4.52 m <sup>2</sup>
	番号4 計13筆、19,054 m²
	番号 5 計 4 筆、3,928 ㎡
	最後に、
	番号 6 計 5 筆、4,292 m <sup>2</sup>
	以上6件、全て相続による所有権の取得です。
	続きまして、報告事項 2.農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理につ
	いて、農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に
	成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容とな
	っております。
	4ページの番号1については訂正がありますので、差替えをご覧くださ
	い。番号1の契約は農業経営基盤強化促進法ではなく、農地法第3条の契
	約でしたので、備考欄を訂正しております。
	それでは個別の内容について説明します。
	番号1 計1筆、3,000 ㎡
	貸人、借人双方の希望により解約するものです。貸人は農業者年金の経
	営移譲年金を受給しているため、解約して自作に戻ると年金受給に差しさ
	わりがあります。そのため、次の議第1号番号1で、貸人の後継者へ使用
	貸借権を設定します。
	続きまして、番号2と3は借人へ所有権移転するために現在の契約を解
	約するものです。所有権移転については議第2号(1)番号1と2で説明し
	ます。番号2と3の貸人の関係は親子で、番号2の貸人が子で、番号3の
	貸人が母です。集落は借人と同じです。
	番号2 計1筆、4,388 ㎡
	番号3 計1筆、8,138 ㎡
	続きまして番号 4 は借人の希望による解約です。借人はこれまで新規就
	農者としてこの土地を借りて耕作していましたが、離農することになった
	ため契約を解約するものです。
	解約後は第三者に利用権設定となります。詳細は議第2号(2)番号2で
	説明します。 - 乗見4
	番号4 計1筆、6,338 ㎡
	続きまして番号5から11も、借人の希望による解約です。借人であった
	方のご家族が体調不良により借入地を耕作することが難しくなり、借り手
	を探してもらいたいと農業委員会に相談がありました。その後、地域の農業委員会に相談がありました。その後、地域の農業委員会に相談がありました。それのです。利
	業委員に相談し、借人が借りるということで話がまとまったものです。利

用権設定について詳細は議第 2 号 (2) 番号 11 から 21 で説明します。そこでは今まで相対で借りていた農地についても利用権設定の対象としてい

	ますが、この報告事項では農業委員会を通して契約していた土地についてのみ解約が必要なため、その分のみ記載しております。また更新期限がちょうど令和3年4月末だったものについては、自動的に期間満了となり解約は不要なため、記載しておりません。 個別に説明します。 番号5 計1筆、2,102 ㎡ 番号6 計4筆、892 ㎡ 番号7 計4筆、6,206 ㎡ 番号7 計4筆、6,206 ㎡ 番号8 計3筆、7,019 ㎡ 番号9 計2筆、1,296 ㎡ 番号10 計6筆、3,624 ㎡ 最後に、 番号11 計2筆、2,881 ㎡
	続きまして、報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について、1·1、1·2 と 2·1、2·2 どちらも農地中間管理機構を介した契約の賃借料変更です。借人は同一人です。賃借料を 19,000 円から 17,000 円に変更します。番号 1·1、1·2 計 11 筆、22,578 ㎡
	番号 2-1、2-2 計 18 筆、18,130 ㎡ 最後に、報告事項 4. 農地法第 3 条の規定による使用貸借権期間延長について、親子間の使用貸借権の期間延長です。所有者である貸人が農業者年
	金の経営移譲年金を受給しているため、親子間の無償の貸し借りである使用貸借権を期間延長し、貸人の自作にしない必要があります。 本来であれば「期間延長」ではなく「更新」で対応すべきところですが、
	借人の経営面積が農事組合法人への参加により減ったため、農地法第3条 の下限面積要件を下回っております。そのため、期間延長で対応するもの です。
	番号1 計6筆、1,003.01 ㎡ 報告事項の説明については以上です。
議長	ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし)
	他に何か質問・意見等はありませんか。
	無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。
	議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、
	伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。 (15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)
15番	4月19日に、202会議室で委員7名中5名が出席して、農地法、農業経
伊原ひとみ会長代理	営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画
_ / _ / _ / _ /	に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整の
	ため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第1号と議第2号について
	特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申 請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
L	I

事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は1ページをご覧下さい。
	農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に
	掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考
	えます。
	親子間の使用貸借権設定です。同一人と再設定のため現地調査は依頼し
	ておりません。
	この筆はもともと、貸人の農業者年金受給のため今回申請のあったよう
	な使用貸借権が設定されていた土地です。その後、認定新規就農者の方が
	借りるということで使用貸借権を解約し、その方が借りておりました。そ
	の借人との契約の終期が今月末だったため、更新の案内を所有者と借り手
	に送付したところ、貸し借りをやめるというお話がありました。
	貸し借りを解約した場合、農地が貸人の自作に戻ることになります。そ
	れでは農業者年金の経営移譲年金を受給している貸人の年金受給に影響が
	生じるため、今回、後継者との間に無償の貸し借りである使用貸借権を設
	定するものです。期間が年単位ではない半端な期間である理由ですが、貸
	人と借人が契約している他の筆の使用貸借契約の終期に合わせたためで、
	終期を揃えることで更新の手間を軽減することができますので、このよう
	に設定しております。
	番号1 計1筆、3,000 ㎡
<b>₩</b> □	事務局からの説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
	ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 (新聞、辛見など)
	(質問・意見なし)
	それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設
	主員員成くすのく、職免1万 展地伝免3 未の規定による使用員情権設   定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。
	次に、議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
	用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
	事務局より補足説明願います。
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は2ページからご覧下さい。
	またこちらの19ページについては差替がありますので、そちらをご覧く
	ださい。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用
	地利用集積計画の決定を求められております。
	内訳は、(1) 所有権移転は3件、(2) 利用権設定は新規設定が13件、
	再設定が8件、となっております。
	計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。
	計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
	第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(1) 所有権移転について

すべて売買による所有権移転です。

始めに番号1と2について説明します。番号1と2の譲渡人の関係は親子で、番号1の譲渡人が子で、番号2の譲渡人が親です。

売買は所有者側の希望でした。もともと農業委員会を通した契約で譲受人が作っており、所有者が売買を希望したため譲受人が応じたものです。 単価は600,000円です。譲受人は認定農業者です。

番号1 計1筆、4,388 m²

番号2 計1筆、8,138 m<sup>2</sup>

現地調査は大谷委員に依頼しておりましたので、このあと報告をお願いします。

続きまして、番号3について説明します。

番号3 計1筆、1,549 ㎡

総額300,000円です。

売買は所有者の希望で、理由は管理していくことが難しいためとのことです。譲受人は所有者の所有する田の借人で、認定農業者です。

現地調査は髙橋敬委員に依頼しておりましたので、このあと報告をお願いします。

所有権移転については以上です。

続きまして、

(2) 利用権設定について、説明します。

番号1は同一人と再設定です。

番号1 計17筆、41,693 ㎡

単価は18,000円で、期間は6ヶ月です。

昨年も同様の申請があり、貸人の体調不良のため1年間だけ契約するとした件です。3月末が終期だったため更新の有無について確認したところ、貸人が作ることは今年も難しいため、令和3年についても借人と契約したいというお話があり、申請となったものです。令和4年については貸人が作る予定とのことでしたので、期間はこのように1年未満の期間で設定しております。

番号2は新規に設定です。

計1筆、6,338 m²

金額は年額で34,000円です。

これまでは認定新規就農者の方が借り手として管理しておりましたが、 その方が離農することになり契約を解約することになりました。その後は 現在借人のもとで研修を受けている方が作る予定ですが、現時点ではその 方の条件では借人として契約することができないため、借人が借りるもの です。

次の、番号3から5は同一人と再設定です。

まず、番号 3 と 4 について説明します。どちらも借人は同一人です。単価はどちらも 17,000 円で、期間は 4 年 10 ヶ月です。これらの件は本来、2 月末が更新期限だったため 2 月総会で申請予定でした。ただ貸人が手続きに来るのが遅れたため、今月総会に申請となったものです。終期は借人の希望で当初の予定だった 2 月末に設定しております。

番号3 計1筆、2,628 m<sup>2</sup>

番号4 計3筆、1,622 m<sup>2</sup>

続きまして、

番号5 計6筆、4,817 m<sup>2</sup>

単価は13,000円で、期間は10年です。

次の番号 6 は新規に設定です。借人は認定新規就農者の方です。借人は 昨年、基盤整備の関係で借入地を手放したため農地を求めており、農業委 員会にあっせんの届出もされておりました。また貸人の方も相続した土地 について賃貸借か売買を求め、同じくあっせんの届出をされておりました。 今回、両者の希望が合致して申請となったものです。

番号6 計2筆、3,604 m<sup>2</sup>

単価は 9,000 円で、期間は 5 年です。借人はうるいを作る予定とのことでした。

続きまして、番号7から10は同一人と再設定です。

番号7 計3筆、4,161.27 m²

金額は年額30,000円で、期間は5年です。

番号8 貸人、借人とも集落は同じです。

計7筆、14,829 ㎡。

単価は総会議案書に記載のとおりで、期間は10年です。

続きまして、番号 9 と 10 の借人は同一人です。期間はどちらも 3 年です。 貸人の方々の集落も同じです。

番号9 計9筆、6,817.84 m²

単価は17,000円です。

番号 10 計 15 筆、10,703 ㎡。

単価は 2,000 円と 17,000 円で、2,000 円の部分は実際のところ畑のような状態のため、この単価にしたとのことでした。

続きまして番号 11 から 21 について説明します。19 ページについては差替えがありますので、そちらをご覧ください。これらの土地はもともと、第三者の借入地でしたが、その方の都合で作ることが難しくなったため、借人が借りることになった土地です。単価は一部のみ 6,200 円に設定しておりますが、それ以外は水利費込の 20,000 円としております。期間は番号16 を除いて10 年としております。番号16 をこの期間とした理由ですが、借人がこの所有者の別の土地を現在でも借りており、その終期が令和3年12 月末となっているため、それに合わせたためです。終期を合わせることで、次回の更新の際に同所有者から借人が借りている土地のすべてが更新対象となるため、手続きの手間を省くことができます。

それでは個別に説明します。

番号11 計1筆、955 m<sup>2</sup>

番号12 計1筆、2,102 m<sup>2</sup>

番号13 計4筆、892 m<sup>2</sup>

番号 14 計 3 筆、5,645 ㎡

番号 15 計 4 筆、6,206 ㎡

番号 16 計 3 筆、7.019 ㎡

番号 17 計 2 筆、1,296 ㎡

番号 18 計 6 筆、3,624 m²

番号19については差替をご覧ください。

差替えの理由ですが、当該地は土地改良区の範囲外の土地で経常賦課金 は賦課されていない土地ですが、差替え前の議案書では水利費込で 10,000

円と記載しておりました。そのため差替えでは、10,000円から土地改良区 の 10a 当たりの経常賦課金を引いた金額を単価とし、訂正しております。 貸人、借人からは同意を得て総会に提出しております。内容について説明 します。 計6筆、1,914 m°。 番号 20 計 1 筆、1,205 ㎡ 番号 21 計 2 筆、2.881 ㎡ 事務局からの説明は以上です。 議長 それでは、(1) 所有権移転についての番号1と2について、12番 大谷 進一委員より、現地調査の報告をお願いします。 12 番大谷進一委員 はい、報告します。4月3日に現地を確認した後に、譲受人と話をしま した。まだ4月3日でしたので農作業の方は始まっておりませんでしたけ れども、昨年まで水稲を作付していたということで、非常に良く管理され ている状態でした。もともと、番号1の譲渡人の父が亡くなった後、譲受 人が受委託で借人となったということで、20年くらい借人として耕作して いるということでした。譲受人は農業に関しても非常に前向きで、まじめ な方ですし、農機具の方も管理もよくされていますし、今現在も農地の状 態も非常によく管理されていますので、何ら問題ないかと思います。以上 です。 はい、ありがとうございます。次に、(1) の番号3について、4番 髙 議長 橋敬委員より、現地調査の報告をお願いします。 4番髙橋敬委員 はい、報告いたします。4月11日に、譲受人とお話をさせていただきま した。もともとこの畑を所有しておられた譲渡人の父が離農された時に、 この畑に大きなハウスが建っておりまして、育苗と格納庫として使用され ていたというハウスであります。それを離農する時に、集落の方に、集落 の奥の方にお住まいの方でしたので、大きな機械が出入りするのが難しい ということで、その方に貸したというようなことがありました。今現在そ の方が亡くなられまして、その息子さんがハウスを借りているということ になっていたんですが、所有者が、ずっと借りている割には管理をしても らえないと、草刈りもしないと、ハウスが破れてもそのままということで、 どうなっているのかと聞いたそうです。そうしたら、その今借りていると 思われた方のお父さんは、借りていたと。でも息子さんの方は、まったく その認識がなくて借りていないということで、そこで食い違いが出ていた ということでした。 そうしている間にどんどん被覆資材が破れてきて、飛んだり、畑の方も 柳の木だとか雑草だとか、草ぼうぼうの畑になったと、いうような状況に なりました。 すぐ道路脇のハウス、畑だったと思うんですが、集落内でもかなり問題 視されておりまして、なんとかならないかということで、昨年の秋頃に、 譲渡人から田を借りている譲受人の方、譲渡人から見て本家の方にあたる んですけれども、その方に話をしたところ、譲受人が買うということで話 が決まったようです。昨年の秋の話だったんですけれども、譲渡人が多忙 ということでこの時期に申請となったのですが、話があった昨年の秋に、

譲受人は行動の早い方で、全部被覆資材とかも片づけて、耕起もされて、

	今現在申請地は非常にきれいに管理されております。
	今後どういう使い方をされるかということで確認したところ、畑と言い
	ますか、田んぼの転作と一緒にそばとか大豆ですとかを作付していくとい
	うことのようでした。ただハウスの骨組みは残っているわけですので、ひ
	ょっとしたらこれから、格納庫などとして使う可能性もあるのかなと思い
	ます。ただ今現在はそのようには考えていないということです。
	譲受人の方は集落の農業の第一人者でありますし、労働力、機械関係ま
	ったく問題ない方でございますし、生産意欲も十分ある方でありますので、
	まったく所有権移転後の譲受人としたは問題ないという風な判断をしてお
	ります。以上です。
議長	それでは質疑に入ります。始めに、(2) 番号 11 から 21 について審議し
	ます。これらの件は14番鈴木寿一委員に関する案件ですので、鈴木委員は
	一時退席願います。
	(鈴木委員一時退席)
	それでは質疑に入ります。(2) 番号 11 から 21 について、何か質問・意
	見等はございますか。
	(質問・意見なし)
	無いようですので、質疑を終了し採決いたします。
	議第2号の(2)番号11から21について、原案のとおり決定すること
	に賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、これらの件については原案のとおり許可することに
	決定いたします。鈴木委員は着席願います。
	(鈴木委員着席)
	それでは、ただいま審議いただいた案件以外について、質疑に入ります。
	事務局説明と委員からの現地調査報告に対して、何か質問・意見等はご
	ざいますか。
	(大谷進一委員挙手)
12 番大谷進一委員	(2) 利用権設定の番号 2 についてお尋ねします。契約期間が 2 年という
	ことになっていましたが、2年が経過した後は借人のもとで研修している
	方が引き継ぐということでよろしいのでしょうか。
事務局	とりあえず2年間ということで期間を設定されているのですが、その方
	の条件が整えば2年が経過しない場合でも期間の途中で解約して、利用権
	設定する可能性があります。
	農業委員会としては申請いただければ手続きは可能ですが、産業課の農
	業振興係が担当している補助金や交付金の関係があり、そちらでは条件が
	整い次第ということだったので、現段階ではそちらの条件が整い次第とし
	か言えないのですが、とりあえず期間は2年間に設定していますが、期間
	の途中で解約する可能性もあるかという風に認識しております。
議長	大谷委員よろしいでしょうか。
12 番大谷進一委員	はい。
	(鈴木一弥委員挙手)
	(如小 小女只手工)

9番鈴木一弥委員	前借人は町に定住しましたが県外に転出したわけですが、それまで住んでいた住宅の方はどうなるのでしょうか。
事務局	住宅の方も前借人と代わって、借人のもとで研修を受けている方が住む 予定ということでした。その方と事務局は直接話をしておりませんが、申 請地について解約と利用権設定ということで4月中旬に、前借人、所有者、 借人が来庁された際に話を伺ったところ、前借人が引っ越された後は、借 人のもとで研修を受けている方が住む形になるということでした。
議長	よろしいでしょうか。
9番鈴木一弥委員	はい。
議長	他にありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第2号の(2)番号 11から21以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第2号の(2)番号11から21以外の案件について、原案のとおり決定することにいたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) ないようですので、これで4月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。